改革

全

809
26

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

改革

天保

十二ノ二百十四

第十四桐

南年番

全

809
26

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

天保

改革

五十七枚 和表紙 二枚

金

は

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

改革一件

南
幸書房

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

一所有の不要の故に少人員有之歩一件

一灵屋橋源埋之地上ニ而ニ成ニ有之故ニ此訳定ニ而ニ

以上合一件

一芝郡門境内金剛院村地面郡作郎

一此仕事ニ而ニ首討ニ成ニ大不足ニ者ニ同合

挨拶

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26
ガラス使用

天保十五年辰二月七日荒井甚之丞ニ上ル

［大坂被成］

町奉行所下役人目付ニ成候付申上候書付

鳥居甲斐守
鍋島内匠頭

[illegible]
辰二月
鍋島内匠頭

町奉行所下役人目付ニ被仰付候以後ニ辰年
六月中[illegible]

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

道節に推行に依付以来に義に程更
めに何愛依無に極公付縦令仕来に於
不相当に改に無意恵中上に極不致且
給俸方に改に改来に拘り不理義後
来に無鑑に相成に事に付別当厚公
を用ひ批判不能極而致救分に関
に理を持に至るも誰分に前へ依猶

有に易愛与も難中に在に至に永代に縦
瑾御外当にも拘り依付精に念ひ
中に在に通知仰付にも如何に改へ以
臆に在に無に寛上にも程宜極に事
以親意に相当を如何に免妙法自
有に又一己に身分に改る己にも無に
以役前に對し難捨並義を御座

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

一筆墨紙料

月半年分
金壹分

壹ヶ通出役ハ小人員付ハ手当ニハ事

文政元
原七月二日天利太仲を心ハ後仲為一統并同心中
惣月番ヶ廻状当延ス

覚

一今度出役之ハ小人員付毎個度ニ近邊一ヶ
月毎度宛見廻ハ事

一小西川泰生不并牢内浅草東川海芸見廻

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

改革

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

搜索未雖古成事も有しかて其言は浪
法月時中法者役為仕ハ抵一ヶ月後ハ年

天保十四年四月十八日朱ニ同ノ十四ヶ月ニ札葉
[illegible]

「[illegible]」

[illegible]

芝神明別當金剛院持地不家作願之
儀ニ付所年青銀両蓋ハ中渡為取調書
別冊之通中立ニ付於桐調出役不書留

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

青山周備当殿ヶ御逢并金剛院屋上写其
去卯十二月中御調之節宮上ニ而中ニ形度
願書之内宝暦十辰年十一月町人衆之後
去度越前守殿御門前令願滅之中後之相其
書面相見不中候主支配附之後之門年
九月金剛院手紙宮越内門前町人ニ持置
典左衛門方ニ願出同十一月廿七日夜越前守殿

御門前令高中上願之通申渡其書面ニ而
一今般町役人ニ相調ニ而越左中上ニ
芸神門前
宮主 清水帰
次雄 他玄清
月行事 右三帰
宮主 源奈川知府
忠玄清
夜家主清水帰地主ニ而書別内金剛院特業

北三棟間東西に七間之地和宝暦八寅年同院
願之上同門前所家出来之相成之勘長登津奉
支配附仕神州門前物心小間百二棟之間半之内衣
地所小間三棟間之別会ヲ以此今ニ至リ月之町人用
差出場所ニ付金剛院願之通去巳場元
掃除所受家作社仰付ニ而も同門前一統差
障ニ儀無之座衣根所人用差出地和家屋ニも

金剛院願之通去巳場所ニ成下ニ根倶之来願ニ候
中之ニ付
但此度金剛院願去巳場所掃除間ニ棟ニ
奥行七尺家作普請仕度之有之宝暦度
願済之引渡ニ而志南北二棟ニ而地和二ヶ
有之ニ付衣所役人共ニ相尋ニ当元来
小間三棟間之内間ニ棟間之家当宅ニ

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

地備住居仕右我ヶ不及ハ役不向
ハ元扱方外町並ニ相替ハ後所之
作ハ其元来ハ前町屋之後ニ付公役
金不差出ニ中ハ旨中上ハ
右相調ハ処社家持地所之後ニ書面之通
通之其節別当持地所書上所之ハ得
元来寅暦度預濟之刻神之持

ハ前門居之通町支配ハ免之ニ
社家持地之後も寛政度且ハ取上ケ
相成年限相立ハ返之下ハ場所ヲ置之
右金剛院持地者則神明ハ前町家惣
小間四三拾六間半之門ニ相親り今
以町入用不差出ハ後所相違相吟中ハ
併金剛院ハ戻地以後教年来ニ有

塙

塙

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

札ヶ下

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

建不苦旨申渡候旨も不相問之大際
地ニ相成家作不相成との書記も先図無之
作濟其孰ニも會劉院未申立之儀ニ付
右郡之儀無之以旨相尋以知地面之上申
火深地ニ相成作儀去年来相立之事有
不相無郡立之儀ニ而個更以前之不行屋
郡方忠入以旨ニ而此十八日郡状下ケ之儀

申立以旨郡之通下ケ遣し申候ニ知
右家作無之儀ニ候段前法ニ前横方ニ
郡市中ニ落ニも申立以旨右ニ續法達
仕候事
卯六月

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

中年社奉行書山田牆守ニ取ル羽立寅
年当居伊賀守同寄合ニ於ゐて取ル
通中付町奉行新地奉行ニ於屋町家飛
相健建町入用之後ニ同十度年長屋蔵前守
町奉行之前同寄合ニ而取之通中付ハ此来
芝神明門前ニ於加り居里孫右衛門支配附ニ
於成右ニ居月日之和町入用其ハ来ハ和賀政

元丙年中和廉野河内守様ニ而隠蔵女伴
ニ付右地面ニ而上ニ於成同六寅年返三沈下ハ
後小月ニ居月之内居月ニ家守之ニ而之後
居家飛いたし六月ハ去巳湯出稼人ニ貸附
跡十四月再行七月之和是又同渡世之ニ而
貸附之ニ而和今般猪子ヲ以ニ名掛右居四月
之和ニ先見組之通家飛蓋信いたし度ニ

金剛院より去年年六月中ニ田目四ツ敷
寺社奉行法勤役中新出ニ而知行前町家
家能之義ニ付私ニ而相頼ニ而新ニ横法中渡有之
候由ニ而国院ニ付門前所遠江守先役中
新出并神明称直ニ而砲歯地前町家之儀
旧来神明社家ニ而人之者ニ而砲歯地ニ而表
百口拾五万裏行六百有之古来ニ付借地

之ニ而但居殺し如隠雲安倍寿寛政
五丑年中池田籠後当ニ而地前之上ニ
相成国十年年年季相立返ニ而下其
節ニ而長弓場ニ有之如遅之家能殺し
町人ニ而貸渡之地前も町入用荒出来ニ
儀ニ而金剛院ニ付新出ニ而家能地国拾之義
ニ付国院新之通中付有之如拾殺し家

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

明今劉院ニ返シ此下ハ皇祀有之右大隊
地ニ中対ハ後永ニシテ後ハ有之社奉行ニ
至合同之上整地をも不下後ニ而右隊之
書面無之上ニ年限中度々無之有之
ハ左手限ニ而十石隊ニ五年ハ後ハ永ニ
大隊地之場所ニ無之後ハ本務ハ
年限ハ立今劉院ニ返シ此下ハ上ハ別

家町家ニ有之ハ皆ニ其口一家町家能
いしハ今も不苦後ニ不有之事又勝手ニ
右地面之内ニ場所之事ハ貸附ニ
ハ後ハ本所ノ称ニ至とも配当地之事ハ合も有之
回来報海之地家ニ而町入用も連綿ハ
荒都来ハ上ニ今般報之ニ無永廣ニ中ハ
本務ハ左手社奉行ニ其も本務仕ハ和

存寄無之旨申聞之右ハ宜所承作中
絶仕候場所ニ付別紙室暦度書留等
後号面ニ表ニ表ニ添形候申上ニ至候以上

辰四月

[illegible]

寶暦八寅年八月十九日
依由秋泉守殿ヲ以渡ス成ル事

「依由秋泉守殿」

青山備当

芝神明別当
金剛院

右ハ類ニ神明社地金剛院長宅西創ス

近小高人爲永一場不成度東西七間南北に
三棟間之地不備渡永之間一前所故詩
神主持之門前門底之處所支配之者
願之通作十八日爲免作
八月十九日

金剛院面書衣門日出渡

芝神仰別業
金剛院

芝神仰別業
金剛院持

芝神仰護摩堂渡之方北に二棟爲東西
七間之場不足今近有未之小高人水茶屋

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

明屋敷少者仰加久者小惜太三年譲之改
不拘以二年比度改者御帳而書載之故
其親以右親之通者御帳以下も然度之事
[illegible]因譲之年月未相遷之義[illegible]
[illegible]
辰十月
[illegible]改

[illegible]遷之間屋敷譲之[illegible]
[illegible]
[illegible]

仰加之者[illegible]八拾三坪之合
[illegible]二年九月中
明屋敷[illegible]者小惜太三年譲之

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

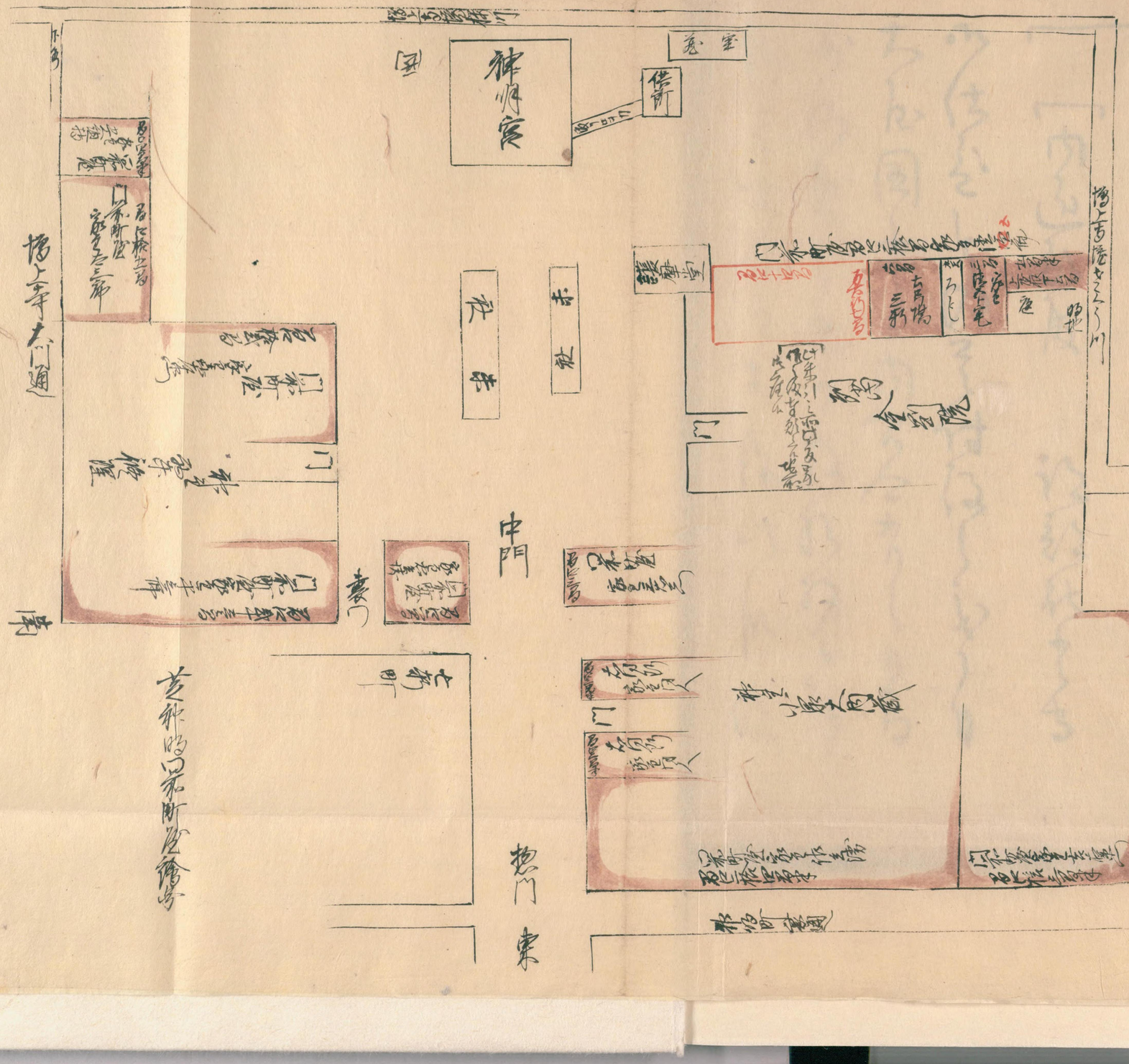

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

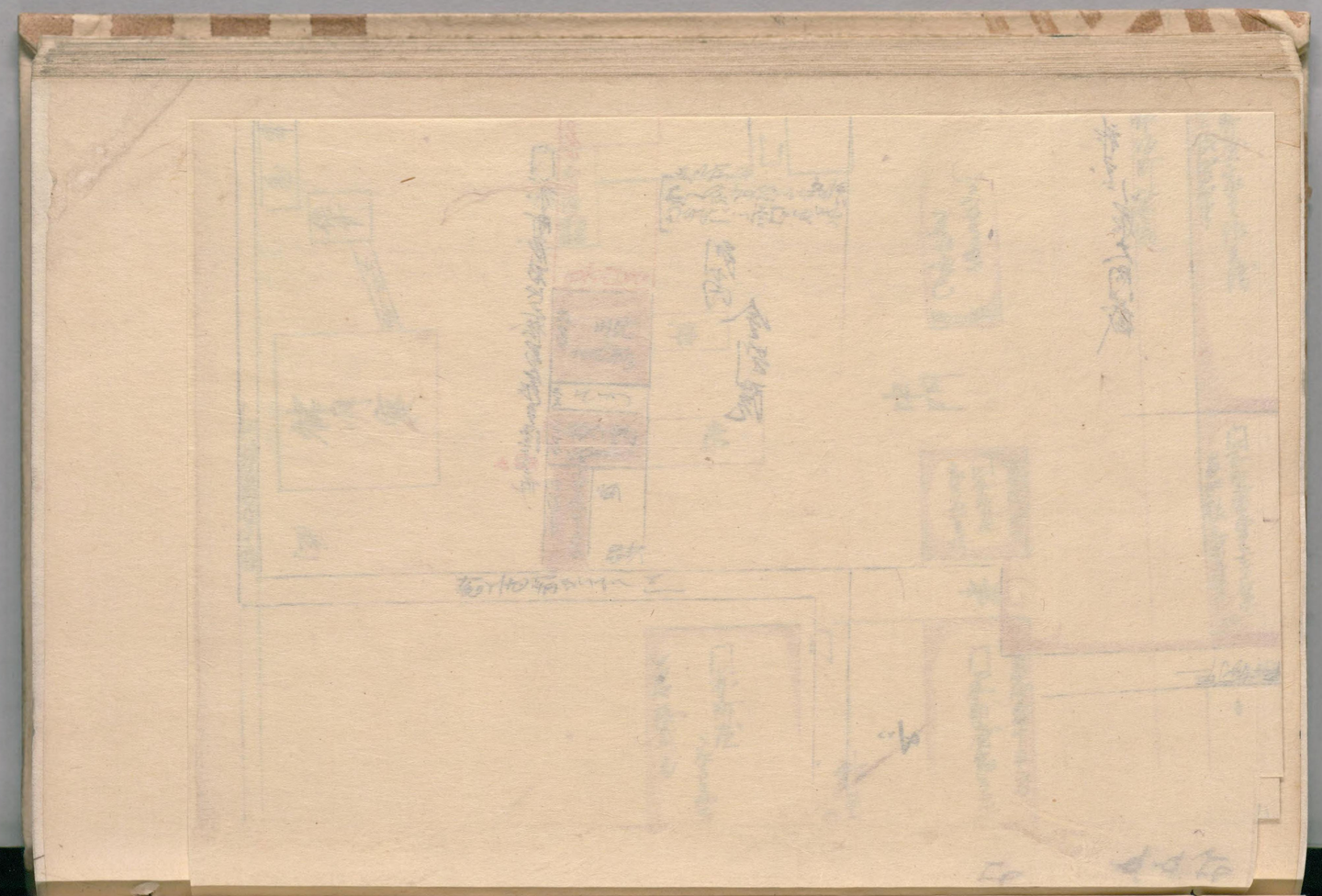

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

御褒美

巳二月

下され
褒美被仰付旨申渡候

巳二月　　内匠

御挨拶朱 二月十四日出

書面死罪之外御仕置之者首討役
組同心共勤候儀ニ有之浪人山田浅右衛門
御様御用共勤候儀ニ而右御用之者も死刑
之もの有之候得者右場ニ而居御仕置之者
格別多人数之節者手代り共勤候
儀も有之候付伺之通御挨拶ニ

巳二月

諏訪能登守
鍋島内匠頭

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用

809
26

国立国会図書館　タイトル『改革』 請求記号 809-26

ガラス使用

809
26

国立国会図書館　タイトル『改革』請求記号 809-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『改革』　請求記号 809-26

ガラス使用